

八潮市公金管理方針

平成27年2月17日市長決裁

平成29年1月12日市長決裁

平成30年2月 9日市長決裁

令和 2年2月20日市長決裁

1 目的

この方針は、八潮市が保管する上水道事業会計及び公共下水道事業会計(以下「企業会計」という。)を除いた全ての会計の公金について、安全性を確保した中で、適正かつ効率的な運用を図るために必要な基本的事項を定める。

2 公金の範囲

この方針の対象となる公金は、会計管理者が保管する歳計現金、歳入歳出外現金、基金、制度融資に係る預託金及び一時借入金とする。

3 基本的な考え方

公金の管理については、流動性や効率性等に配慮しつつ、金融機関及び金融商品の安全性に一層留意した対応を行う。

なお、各会計の歳計現金の合計額が、一時的な資金不足になる見込みがある場合には、基金の繰替運用、企業会計及び市内金融機関から一時借入れをすることにより、安定した資金管理を行うものとする。

4 公金の保管及び運用方法等

公金の保管及び運用方法等は、地方自治法第235条の4第1項の規定に基づき、次のとおり定める。

(1) 歳計現金

歳計現金とは、歳入歳出に属する現金で、会計年度中において収入済となった歳入金から支出済となった歳出金を差引いた残金であり、今後、支出するための財源となる支払準備金をいう。

① 適正な支払準備金の確保

全会計の歳計現金の合計額がマイナスとならないよう注視し、資金不足が見込ま

れる場合には、会計課において資金調達案を作成し、関係課との協議後、適正な支払準備金の確保に努める。

なお、支払準備金の確保をするための優先順位は次のとおりとするが、その手続は、各会計の所管課が行うものとする。

- ア 基金からの繰替運用
- イ 企業会計からの一時借入
- ウ 市内金融機関からの一時借入

② 利子の配分

一口座で保管している歳計現金の預金利子は、8月及び2月に付されるが、各会計への利子の配分については、8月分と2月分を合わせて、2月中に会計課が適切に配分する。

③ 担保の確保

地方自治法施行令第168条の2第3項の規定により、指定金融機関の破綻に備え、市は500万円を担保する。

④ 余裕資金の保管・運用

支払準備金を確保した後、資金に余裕が見込まれる場合には、次の金融商品により保管・運用する。

なお、預金で運用する場合は、最も高い利率を示した金融機関とし、運用期間は最長1年とする。

また、債券での運用に当たっては、安全性を考慮し、運用期間は最長1年とする。ただし、運用先の経営状況が著しく悪化していると判断した場合には、決済用預金に切り替えるものとする。

- ア 普通預金
- イ 通知預金
- ウ 譲渡性預金
- エ 大口定期預金
- オ 国債
- カ 政府保証債
- キ 地方債
- ク 地方公共団体金融機構が発行する債券
- ケ 住宅金融支援機構債

⑤ 預入先の選定

預入先の金融機関の選定に当たっては、原則、長期債の借入残高に応じた相殺可能な金融機関とする。ただし、次に掲げる全ての条件を満たした金融機関を選定

することができる。

ア 自己資本比率について、海外に営業拠点を有する国際統一基準適用金融機関にあつては8%以上、国内統一基準適用金融機関にあつては5%以上であること。

イ 格付けが公表されている金融機関にあつては、財務大臣指定格付機関の長期債の格付けが投資資格等級BBB級以上であること。

ウ 株式に上場されている金融機関にあつては、株価の動きが金融機関全体の動向と比較して著しく値下がり傾向にないこと。

エ 特別な事情(不良債権等の処理により特別損失を出すなど)を除き、同じ分類がなされる他の金融機関と比較し、経営指標等の内容が著しく劣っていないこと。

⑥ 企業会計への貸付

余裕資金がある場合は、一時借入にかかる協定書に基づき、4月1日から3月31日までの期間、企業会計に貸し付けることができる。

(2) 歳入歳出外現金

歳入歳出外現金とは、市の所有に属さない現金であり、一時的に保管している支払資金にあてられない現金であるため、資金運用は行わない。

なお、歳入歳出外現金の主なものは、入札保証金、契約保証金、職員の給与にかかる所得税及び住民税、公営住宅敷金などがある。

(3) 基金

基金の管理・運用は、法令又は各基金条例で定められている。

① 管理・運用

地方自治法第241条第2項及び各基金条例の定めに基づき、安全性を確保したうえで、次の金融商品により管理・運用する。

なお、預金で運用する場合には、最も高い利率を示した金融機関とし、運用期間は最長5年とする。

また、債券での運用に当たっては、流動性及び運用利回りの高い債券とする。

ただし、運用先の経営状況が著しく悪化していると判断した場合には、決済用預金に切り替えるものとする。

ア 普通預金

イ 通知預金

ウ 譲渡性預金

- エ 大口定期預金
- オ 国債
- カ 政府保証債
- キ 地方債
- ク 地方公共団体金融機関が発行する債券
- ケ 住宅金融支援機構債

② 預入先の選定

預入先の金融機関の選定に当たっては、歳計現金に準ずる。

③ 繰替運用

基金の繰替運用をする場合は、各基金条例及び別に定める基金繰替運用方針に基づき行うものとするが、特に、繰替運用期間については、基金の所管課と十分協議すること。

④ 関係課との連携

基金を所管する課は、基金の積み立てや取り崩しを行うことにより、基金残高が増減する場合、事前に会計課と協議し、適正な処理に努める。

(4) 制度融資に係る預託金

① 預託額の調整

小口資金融資等の預託金の所管課は、融資状況に応じた預託金残高となるよう預託額の調整を行う。

② 決済用預金・定期預金の活用

預託金は、決済用預金（無利息、要求払い、決済サービスが提供可能）での管理とする。

ただし、地方債の借入により預託金が保全される金融機関については、定期預金等での預託も可能とする。

(5) 一時借入金

一時借入金とは、歳計現金の資金不足が見込まれる場合、一時的に資金の借入れを行うことである。

① 借入先の選定

借入先の選定に当たっては、企業会計及び市内金融機関から借入れるものとする。企業会計から借入れる場合には、別に定める「一時借入にかかる協定書」に基づき、実施するものとする。

また、市内金融機関から借入れる場合には、会計課において見積り合わせを行な

い、原則、最も低率な借入利率を示した金融機関を選定する。なお、借入手続については、各会計の所管課が行うものとする。

② 借入金の限度額

一時借入金の限度額は、各会計の予算で定めた最高額とし、一会計年度内の一時点における一時借入金の借入現在高が最高となるときの金額とする。

③ 償還の財源

一時借入金の償還は、地方自治法第235条の3により、「その会計年度の歳入をもって償還しなければならない」と規定されていることから、当該会計年度中の歳入により償還するものとする。

5 公金管理検討委員会

八潮市公金管理検討委員会設置要綱第1条に基づき、公金の安全かつ効率的な運用方法を促進するために設置された八潮市公金管理検討委員会(以下「委員会」という。)は、本方針及び金融機関の経営状況等に留意しながら、公金の適切な管理や翌年度の資金運用等についての協議を行うとともに、その他公金に関する情報交換を行うものとする。

なお、会議の開催時期については、定期預金での運用等に影響がないよう配慮する。

6 資料の提供及び報告

(1) 資料の提供

会計管理者は、本方針に基づく公金の管理において、各会計の公金を所管している所属長から必要に応じて資料の提供を求めることができる。

(2) 報告等

① 会計課長は、歳計現金及び基金状況について会計管理者に報告するため、各会計又は基金を所管する所属長に対し、資金及び基金状況が把握できる書類の提出を求めることができる。

② 各会計を所管する所属長は、毎月、原則3日を基準日とする当月の収支状況を示す書類、また、必要に応じて翌月以降の収支状況を示す書類を、速やかに会計課長に提出するものとする。

なお、書類の提出後、概ね100万円を超える収支額及び時期の修正があった場合には、逐次会計課長に報告するものとする。

③ 会計管理者は、会計規則第60条により、毎月、月末の歳計現金の現在高並びに資金等の運用及び公金の執行状況等について、会計課長から報告を受け、市長に報告するものとする。

附 則（施行期日）

本附則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（施行期日）

本附則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（施行期日）

本附則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（施行期日）

本附則は、市長決裁の日から施行する。

附 則（施行期日）

本附則は、市長決裁の日から施行する。

附 則（施行期日）

本附則は、令和2年4月1日から施行する。